

電卓計算能力検定試験規則

(平成30年4月改正)

第1条 本協会は、この規則により全国一斉に電卓計算能力検定試験を行う。

第2条 検定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。

第3条 検定試験は年間5回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。

第4条 検定試験は段位及び1級、2級、3級、4級の4階級に分ける。

段位については、第7条の規定により初段から十段及び名人とする。

第5条 検定試験の種目及び制限時間を次のように定める。

	乗算	除算	見取算	複合算	伝票算	合計
段位, 1級, 2級, 3級	10分	10分	10分	10分	10分	50分
4級	10分	10分	10分	10分	—	40分

第6条 検定試験の標準開始時間を次のように定める。

段位	9時00分	1級	10時20分
2級	9時00分	3級	10時20分
4級	9時00分		

ただし、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。

第7条 検定試験は各級とも1種目100点を満点とし、1級、2級、3級、4級は各種目とも得点70点以上を合格とする。

段位は1種目200点を満点とし、各段位を次の総得点により定める。ただし、各種目の得点は100点以上とする。

初段500点以上、二段550点以上、三段600点以上、四段650点以上、
五段700点以上、六段750点以上、七段800点以上、八段850点以上、
九段900点以上、十段950点以上、名人1000点(満点)

第8条 検定試験に合格した者には、合格証書を交付する。

名人および1級に満点をもって合格した者のうち審査のうえ、これを表彰する。この場合、答案は検定日以後5日以内に提出することとする。

第9条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。

電卓計算能力検定試験実施要項

(平成30年4月改正)

電卓計算能力検定試験規則第9条の規定による詳細を次のとおり定める。

受験資格 男女の別、年齢、学歴、国籍等の制限なく誰でも受けられる。

申込方法 協会ホームページの申込サイト (<http://app.zenkei.or.jp/>) にアクセスし、メールアドレスを登録し、マイページにログインするためのIDとパスワードを受け取る。

マイページの検定実施一覧から申し込みを行う。申し込み後、受験料の請求書が発行されるのでコンビニエンスストア、ペイジー(ATMおよびネットバンキング)、電子マネー(Edy, Suica)のいずれかで受験料を支払う。受験票はマイページから印刷し試験当日に持参する。2つの級を受験することもできる。

受験料	段位	2,900円	2級	1,600円	4級	1,100円
	1級	1,900円	3級	1,300円		

試験時間 試験時間は試験規則第5条を適用するものとする。開始時間は受験票に記載する。

合格発表 試験日から1週間後にインターネット上のマイページで閲覧できる。ただし、段位については試験日から1か月以内とする。※試験会場の学生、生徒の場合、各受付校で発表する。